

DC制度運営に際した着眼点

老後の所得保障の確保に向け、加入者が自己の責任において資産運用を行うための制度、確定拠出年金(DC)。だからこそ、加入者が適切に運用商品を選択できるような整備が欠かせない。

2016年5月に成立した改正確定拠出年金(DC)法では、「運用の改善」が盛り込まれた。政省令で規定する具体的な内容を検討するべく、2017年2月、厚生労働省の年金部会に「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」が設けられ、各団体へのヒアリングや有識者による議論が8回にわたって行われた。その内容を2017年6月6日にまとめた報告書について、DC担当者が見るべき点を解説していく。

運用商品提供数への上限設定

まず注目すべきは「運用商品提供数の上限について」である。

これまで無制限だった運用商品提供数に35本という上限が設定され、36本以上となる超過分については、改正DC法施行後、5年以内に除外する必要がある。

「除外」については、従来は商品保有者全員の同意が必要であったが、法改正後は3分の2以上の同意でできるようになる。「非同意、つまり反対が3分の1未満であればOKだ。規約変更の必要があるが、「除外」のハードルは低くなる。さらに、「除外」される商品残高は全て売却されるというイメージがあるが、改正DC法施行前から提示されていた

商品に関して、施行前に購入した残高については売却を行わず、本人が他の商品に預け替えしない限り、残高として残ることになることは押さえておきたい。ただし、新たに購入できる商品ではないので、商品提供数にはカウントされない。また、DCにおいて採用が増加傾向にあるターゲット・デート・ファンドについては、目標年別のカウントではなく、シリーズで1本として数えることとなった。

今回の上限設定で誤解されがちなのは、「35本まで商品をそろえておける」という捉え方だ。

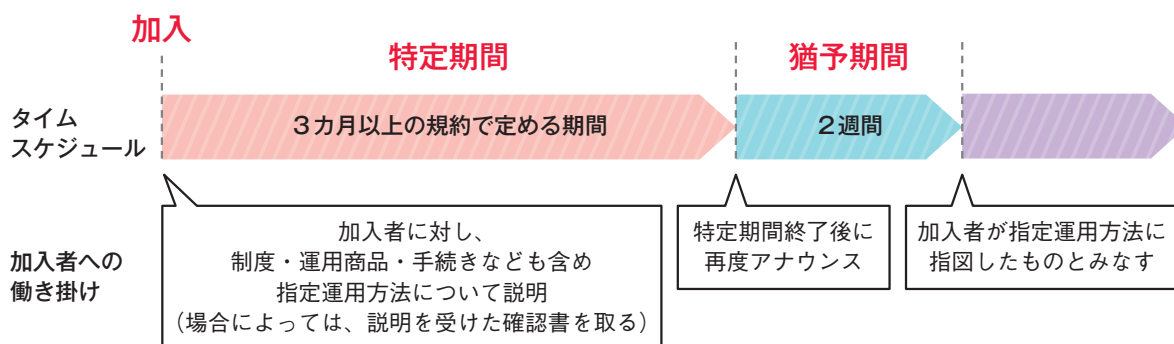
報告書は、35本の上限いっぱいまで商品を設定することを意図してはいない。今後の運用商品追加等も念頭に、加入者が真に必要なものに絞って運用商品が適用されるよう、

労使が主体的に商品選定に関わり、多めではなく、むしろ少なめな本数に抑え、さらには商品ラインアップについても定期的に見直ししていくことが求められている。

「加入者への忠実義務」に基づく商品提示

また、商品の提供については、確定拠出年金法第43条・第99条に規定される加入者に対する忠実義務に則り、事業者や運営管理機関は「加入者の高齢期の所得確保の視点から見てバランスが取れたものであること」を検討し、「加入者の効果的な運用に資するよう、手数料を含む個々の商品の質を十分に吟味した上で商品選定し、かつ、その理由を説明することが求められている。さらに、

事業主が「指定運用方法」を適用するまでの流れ



指定運用方法が満たすべき要素

長期的な観点から、物価、為替相場、金利その他経済事情の変動（価格変動リスク、信用リスク等）により生ずる損失に関し、考慮がなされているものであること

必要な収益の確保の検討に資するため、指定運用方法により見込まれる収益の額については、左記で規定する損失との均衡を失することがない範囲で適切な収益が見込まれることが、明らかになっていること

指定運用方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用（販売手数料、信託財産留保額、保険商品の解約控除等）の額が、期待される収益の額に照らし、過大でないこと

選定理由に加え、全体構成の説明も必要だという。

運用商品の提示方法については、国内株・外国債券といったカテゴリーを示す他、パッシブ運用を基本的な運用商品に、アクティブ運用を応用的な運用商品に、といった工夫の仕方の事例も示されている。単に説明するだけでなく、加入者の理解がより重要との視点が盛り込まれた内容になっている。

通知から法律に“格上げ” 「指定運用方法」の規定

この他に必ずチェックすべき項目は、項目4「運用商品を選択しない

者への支援」である。

従来、あくまで「通知」レベルの、未指図者に対する運用方法の設定（いわゆるデフォルトファンド）が、新たに「指定運用方法」というかたちで「本人が指図したものとすると」と法律に規定されることとなったのだ。

今回、「指定運用方法」について規定されたのは、商品カテゴリーではなく、考え方や要素である。そのため、企業は多様な商品の中から選ぶことに深く関与することになる。

事実、加入者に最適な指定運用方法を設定することを目指し、「事業主が加入者属性、金融商品への理解度等を運管に提供」し、「運管はその専門的な知見を踏まえて、労使に

対し、指定運用方法の選定に当たって有用なリスク・リターン特性等の情報提供を行うこと」が適当であるという旨も記載されている。

このようにざっとポイントを見ていくだけでも、今回の法改正が企業型DCの制度運営に与える影響が実に大きいということが分かる。担当者としてどんな対応をすべきなのか、気になる読者も多いのではないだろうか。

そこで別ページでは、Q&A形式で、実際の対応に際しての詳細な内容を解説していこう。

なお、詳細な対応内容については、委託先の運営管理機関に確認を願いたい。

DC